

化学成分分析の試験環境及び機械試験の試験機に関する事項

改正規則

鋼船規則 M 編

改正事項

化学成分分析の試験環境及び機械試験の試験機に関する事項

改正理由

鋼船規則 M 編では、溶接施工方法及びその施工要領の承認のための溶接継手並びに溶接に用いる溶接材料に対し、機械試験を含む各種試験を実施するよう規定している。さらに、ステンレス鋼用溶接材料及びアルミニウム合金材用溶接材料に対しては、溶着金属及び溶接継手の機械試験等に加えて化学成分分析を実施するよう規定している。

しかしながら、化学成分分析を実施する試験環境及び機械試験に用いる試験機に関連する明確な要件がなかったことから、材料に関する要件を規定した鋼船規則 K 編を参考に関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 化学成分分析を実施する試験環境に関する要件を規定した。
- (2) 機械試験に用いる試験機は試験機規則による有効な証明書を有していなければならない旨規定した。

改正条項

鋼船規則 M 編 1.2.1